

国連が定めた「家族農業の10年」の具体化を求める意見書

国際連合は、2017年の総会において、2019年から2028年までを「家族農業の10年」と定め、各国政府などに家族農業に関する施策を推進するよう求めています。

国連食糧農業機関（FAO）によると、家族農業は世界の食料生産額の8割以上を占め、社会経済や環境、文化といった側面で重要な役割を担っている一方で、世界では8.2億人が依然として飢餓に苦しみ、極端な貧困層の8割近くが農村地域で暮らし、農業に従事しているとし、農村地域の開発と持続可能な農業に対する資源の投入や、小規模農家、特に女性農業者への支援が、とりわけ農民の生活を改善し、全ての形態の貧困を終わらせる鍵となっていると指摘されています。

日本の農業経営体数137万7,000のうち、家族経営体数は134万4,000で98%を占めています。国では農業の構造改革を進めてきたものの、大崎市においても家族農業が圧倒的多数であり、本市を含む1市4町で構成された大崎地域では、農業が育む文化、生物多様性、そして美しく機能的な農村景観が一体となった農業が「持続可能な水田農業を支える『大崎耕土』の伝統的水管理システム」として世界農業遺産にも認定され、地域資源の保全と活用に向けた取り組みを進めております。

については、家族農業は地域を活性化させるだけでなく、伝統文化を引き継ぎ環境を保全する機能も持つことから、農山村の現実や「家族農業の10年」の趣旨を踏まえた上で、尚一層、小規模な家族農業の価値を見直すためにも農業政策に家族農業を位置付け、文化や環境で多面的な役割を發揮できるよう具体的な施策の展開を強く求めるものです。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和元年7月16日

宮城県大崎市議会議長 佐藤和好

内閣総理大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
外務大臣
衆議院議長
参議院議長
宮城県知事

宛て